

## 2025年度 健康保険料・介護保険料

### 任意継続被保険者制度

- 保険料は退職時の標準報酬月額(34万円上限)から算出するため、**一人ひとりの保険料額が異なります**。給与明細から控除されている健康保険料を基に、**下記の早見表に、ご自身の場合に当てはめて確認してください。**  
※現在の健康保険料が15,300円より高い場合は表の上限額34万円でご確認ください。
- 保険料の上限額は一般被保険者の平均標準報酬月額から算出されるため、一般被保険者の標準報酬月額の増減や保険料率の改定により年度単位で保険料額が変わる場合があります。
- 半年・年払の場合、保険料割引があります。(複利原価法による年4%)

等級	標準報酬 月額 千円	給与明細の 健康保険料控 除額	健康保険料 (円)	介護保険料 (円)	合 計 (円)
1	58	2,610	5,800	1,044	6,844
2	68	3,060	6,800	1,224	8,024
3	78	3,510	7,800	1,404	9,204
4	88	3,960	8,800	1,584	10,384
5	98	4,410	9,800	1,764	11,564
6	104	4,680	10,400	1,872	12,272
7	110	4,950	11,000	1,980	12,980
8	118	5,310	11,800	2,124	13,924
9	126	5,670	12,600	2,268	14,868
10	134	6,030	13,400	2,412	15,812
11	142	6,390	14,200	2,556	16,756
12	150	6,750	15,000	2,700	17,700
13	160	7,200	16,000	2,880	18,880
14	170	7,650	17,000	3,060	20,060
15	180	8,100	18,000	3,240	21,240
16	190	8,550	19,000	3,420	22,420
17	200	9,000	20,000	3,600	23,600
18	220	9,900	22,000	3,960	25,960
19	240	10,800	24,000	4,320	28,320
20	260	11,700	26,000	4,680	30,680
21	280	12,600	28,000	5,040	33,040
22	300	13,500	30,000	5,400	35,400
23	320	14,400	32,000	5,760	37,760
24	340	15,300	34,000	6,120	40,120

※資格喪失直前に標準報酬月額が変更になった場合、給与明細から算出する保険料と相違する場合があります。

※介護保険料は40～64歳までの被保険者、40～64歳までの被扶養者がいる場合に、当組合へ納付いただきます。  
(参考:介護保険料の納付先は右記参照)

※2回目以降保険料は、原則、ゆうちょ銀行からの自動引落のみ(初回は指定口座に振り込み)となります。

(例)

直近給与明細での健康保険料控除額  
7,650円の場合  
・健康保険料月額 17,000円  
・介護保険料月額 3,060円

### 特例退職被保険者制度

- 保険料は全員一律です。
- 保険料は第一生命健康保険組合被保険者(特例退職被保険者を除く)の平均標準報酬月額(前年9月末現在)の範囲において健康保険組合会で定める月額に保険料率を乗じた額となります。保険料率等の改定により年度単位で保険料額が変わることあります。
- 半年・年払の場合、保険料割引あります。  
(複利原価法による年4%)

- ・健康保険料月額 34,000円
- ・介護保険料月額 6,120円

※介護保険料は40～64歳までの被保険者、40～64歳までの被扶養者がいる場合に、当組合へ納付いただきます。

[参考]

介護保険料の納付先		
第1号	本人65歳以上、40歳以上65歳未満の被扶養者なし	市区町村
第2号	本人・被扶養者40歳以上65歳未満	当組合
特定1号	本人65歳以上 40歳以上65歳未満の被扶養者あり	市区町村 当組合

※銀行口座からの引落(一部取扱不可あり)となります。  
※初回保険料引落日は、資格取得月の翌月以降となります。